

第2部 令和4年度決算

1. 決算の作成と国会への提出

4年度決算は、5年9月1日これを会計検査院に送付し、その検査確認を経て5年11月21日第212回国会に提出した。

2. 4年度における予算執行の実績

4年度における予算執行の実績をみると、一般会計における収納済歳入額は、1,537,294億円であって、歳入予算額1,392,195億円に対して10.4%上回り、支出済歳出額は、1,323,855億円であって、歳出予算現額1,616,468億円に対して18.1%下回った。この結果、4年度の歳入歳出差引き剰余金（歳計）は、213,439億円となった。

特別会計における収納済歳入額を合計すると4,478,921億円であり、支出済歳出額を合計すると4,323,539億円であった。政府関係機関における収入済額を合計すると12,693億円であり、支出済額を合計すると10,243億円であった。

次に、4年度予算のうち、諸般の事情により年度内にその支出を終わらないで翌年度に繰り越された金額は、一般会計において179,528億円、特別会計の合計において51,567億円であり、また、諸般の事情により不用となった金額は、一般会計において113,084億円、特別会計の合計において168,505億円、政府関係機関の合計において14,949億円であった。

また、一般会計において、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるために新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を使用した額は、70,814億円であり、予見し難い予算の不足に充てるために予備費を使用した額は、5,257億円であった。

なお、ウクライナ情勢に伴い発生しうる経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるためのウクライナ情勢経済緊急対応予備費については、使用しなかったため全額不用となった。

3. 決算の主な内容

(1) 一般会計

4年度の一般会計の決算について説明すると、

歳入決算総額は

153,729,463,474千円

歳出決算総額は 132,385,548,932千円
であり、

歳入歳出差引き 21,343,914,541千円

の剰余を生じた。

この剰余金は「財政法」(昭22法34)第41条の規定により一般会計の5年度の歳入に繰り入れた。

この剰余金には、3年度までに発生した剰余金の使用残額 2千円

が含まれているので、差引き

4年度の新規発生剰余金は 21,343,914,539千円

となった。

この新規発生剰余金から5年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額

17,952,824,386千円

を控除した額

3,391,090,152千円

が繰越歳出予算財源控除後の4年度の新規発生剰余金である。

さらに、この剰余金から純剰余金の計算上控除する額として

地方交付税交付金財源 756,806,831千円

復興費用及び復興債償還費用財源 4,784,627千円

脱炭素成長型経済構造移行費用財源 43,560千円

を控除すると

4年度における「財政法」(昭22法34)第6条の純剰余金は 2,629,455,132千円

となった。

以上の歳入決算総額及び歳出決算総額を4年度の歳入予算額及び歳出予算現額に比較すると、

歳入においては 14,509,894,377千円

増加し

歳出においては 29,261,291,035千円

減少した。

4年度の歳出予算現額は

歳出予算額 139,219,569,097千円

当初予算額 107,596,424,558千円

予算補正追加額 32,700,502,352千円

予算補正修正減少額 1,077,357,813千円

前年度繰越額 22,427,270,870千円

計 161,646,839,967千円

となる。このうち

同年度において支出済みとなった額は	132,385,548,932千円
同年度において支出を終わらず翌年度に繰り越した額は	17,952,824,386千円
同年度において支出を終わらず不用となった額は	11,308,466,648千円

である。

(2) 特別会計

4年度の特別会計の決算について概説すると、同年度における特別会計の数は、13であって、これら特別会計の歳入歳出決算額を合計すると、

歳入決算額において	447,892,149,047千円
歳出決算額において	432,353,933,151千円

である。

(3) 政府関係機関

4年度の政府関係機関の決算について概説すると、同年度における政府関係機関の数は、4であって、これら政府関係機関の収入支出決算額を合計すると、

収入決算額において	1,269,379,059千円
支出決算額において	1,024,301,550千円

である。

(4) 国税収納金整理資金受払

4年度の国税収納金整理資金の受払いについて説明すると、同年度における資金への収納済額は

各 税 受 入 金	95,089,948,385千円
そ の 他	1,406,044,410千円
計	96,495,992,795千円

であり、資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、

国税に係る還付金の支払命令済額	21,410,971,828千円
国税に係る一般会計の歳入への組入額	70,627,209,218千円
国税に係る交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入への組入額	2,437,270,780千円
国税に係る国債整理基金特別会計の歳入への組入額	115,801,105千円
国税に係る東日本大震災復興特別会計の歳入への組入額	470,550,396千円
計	95,061,803,330千円

である。

(注) 計数は、単位未満を切り捨てているので、端数において合計とは合致しないものがある。